

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第49条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員の選任・解任

(選任手続き)

第2条 本会会長（以下「会長」という。）は、本会と利害関係がなく中立的な立場の者2名を外部委員の候補者とし、監事2名、事務局員1名とともに評議員選任・解任委員（以下「選任委員」という。）候補者として理事会に推薦する。

2 理事会において選任された次期選任委員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

3 会長は、就任承諾書の提出を受けた後に、選任委員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第3条 選任委員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(解任手続き)

第4条 会長は、選任委員の内に不適任と判断する者があるときは、その理由を付し理事会に解任の提案を行う。

2 理事会は、提案された選任委員について審議し、解任の可否について決議する。

(欠員の補充)

第5条 選任委員の欠員補充については、第2条の規定を準用する。

(選任委員名簿)

第6条 会長は、選任委員選任後速やかに選任委員名簿を作成し、これを保存しておくなければならない。

第3章 評議員の選任・解任

(選任手続き)

第7条 会長は、評議員選任候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

2 前項の確認を行った後、評議員選任候補者について理事会において決議のうえ、評議員選任・解任委員会に推薦する。

3 評議員選任・解任委員会において選任された評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

4 会長は、就任承諾書の提出を受けた後に、評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第8条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あ

らかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(解任手続き)

第9条 理事会は、評議員の内に不適任と判断する者があるときは、その理由を付し評議員選任・解任委員会に解任の提案を行う。

2 評議員選任・解任委員会は、提案された評議員について審議し、解任の可否について決議する。

(欠員の補充)

第10条 評議員の欠員補充については、第7条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第11条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第4章 評議員会

(報告事項)

第12条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

(1) 監事の監査結果

(2) 監督官庁が実施した監査又は調査等の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

(3) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第13条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提案議案及び報告案件を記載するものとする。

3 会長は、評議員開催日の前々日までに提出案件及び報告案件を各評議員に送付するものとする。

(評議員会の議長)

第14条 評議員会の議長（以下この章において「議長」という。）は、その都度評議員の互選とする。

(関係者の出席)

第15条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第16条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第17条 会長は、欠席した評議員に対し、議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第5章 役員を選任・解任

(選任手続き)

第18条 会長は、役員候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認す

るため、事前に履歴書を徴するものとする。

- 2 前項の確認を行った後、役員候補者について評議員会において決議する。
- 3 評議員会において選任された役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。
- 4 会長は、就任承諾書の提出を受けた後に、役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第19条 役員はやむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(解任手続き)

第20条 理事会は、役員の内定款第23条各号に該当すると判断する者があるときは、その理由を付し評議員会に解任の提案を行う。

- 2 評議員会は、提案された役員について審議し、解任の可否について決議する。

(欠員の補充)

第21条 役員欠員補充については、第18条の規定を準用する。

(役員名簿)

第22条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第6章 理事会

(決議事項)

第23条 理事会で決議する本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 定款の変更に関すること。
- (5) 基本財産の処分に関すること。
- (6) 評議員候補者の推薦に関すること。
- (7) 資金の借入に関すること。
- (8) 本会の運営に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (9) 寄附金の募集に関すること。
- (10) 合併、解散並びに解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関すること。
- (11) 新たな事業の経営又は受託に関すること。
- (12) その他、本会の業務に関する重要事項に関すること。

(報告事項)

第24条 理事会へ報告する本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した監査又は調査等の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 本会定款第26条の規定により会長が専決した事項

(4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第25条 会長は、理事会を開催しようとするときは、書面をもって招集日7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案及び報告案件を記載するものとする。

3 会長は、理事会開催日の前々日までに提出議案及び報告案件を各理事に送付するものとする。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長(以下この章において「議長」という。)は、その都度理事の互選とする。

(関係者の出席)

第27条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第28条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

2 議事録は、提出議案書及び報告案書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第29条 会長は、欠席した理事に対し、議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第7章 事務の専決

(専決事項)

第30条 定款第26条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、別表に掲げるものとする。

(専決の報告)

第31条 会長が専決を行った事項の内、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 監事

(監査の実施)

第32条 本会定款第37条第1項に規定する監事の決算監査は会長が同項に規定する書類を作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

第9章 細則の変更

(変更等)

第33条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得て、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止)

2 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款施行細則（平成28年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この細則は、平成29年9月7日から施行し、改正後の社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款施行細則は平成29年4月1日から適用する。

別表（第30条関係）

業務の種類	業務の範囲
職員の人事に関する事。	1 職員の任免に関する事項 2 職員の昇給及び昇格に関する事項
職員の労務管理、福利厚生に関する事。	日常的な事項
規程等の制定、改廃に関する事。	各規程等の制定、改廃に関する事項（会員規程等別段定めがあるもの及びその他本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）
債権の免除、又は効力の変更に関する事。	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
設備資金の借入に係る契約に関する事。	予算の範囲内の事項
災害、事故等を原因とする緊急的な対応を要する契約に関する事。	軽微な事項
契約に関する事。	売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えないもの。ただし、予算の範囲内で緊急を要し理事会を開催する暇のない場合は、この限りではない。
固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事。	取得及び改良のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。
不用物品等の売却又は廃棄に関する事。	損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
予備費の支出に関する事。	予算に計上されたもの
寄附の受入に関する事。	寄附金の募集に関するものを除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものは除く。